

平成 30 年 6 月 22 日現在

機関番号：17701

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K01949

研究課題名(和文) 島嶼地域の世界自然遺産登録の経験と遺産概念の再考 - 人文社会系世界遺産モデル -

研究課題名(英文) SocioEconomic Model for World Natural Heritage Areas in Japan

研究代表者

萩野 誠 (HAGINO, Makoto)

鹿児島大学・法文教育学域法文学系・教授

研究者番号：90208413

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,500,000円

研究成果の概要(和文)：研究成果は、本研究グループが執筆した萩野誠編著『世界自然遺産とエコツーリズムのモデル分析』鹿児島大学大学院人文社会科学研究所地域経営研究センター叢書、No.3。北斗書房、2018年3月によってまとめている。

本研究で得られた知見は、第1に、観光業者側、供給サイドからみて、世界遺産登録時に評価された自然環境の特徴を網羅するエコツアーを実施することが、インバウンドを含め、自走化を果たすというものであった。第2には、観光客の行動をモデル化した。エコツアーを規定するモデル化をおこなった(前掲書p.17)。これは、エコツーリズムの消費者行動をあらわすことを目指したものである。

研究成果の概要(英文)：Our research result in two new points. At first, we find out one of the successful factor about ecotourism at World Natural Heritage areas. that is, their eco-tour course should includes all contents which has been evaluated in the UNESCO conference. This findings was derived from "Ogasawara and Yakushima: those areas have been registrated as World Natural Heritage.

Secondly, we built up consumer conduct model for ecotourism. It could explain the role of eco-tour guides. they provide tourist information and knowledge individually. Eco-tourists acquire new knowledge more and then select new area, This is one of the reason few eco-tourists become repeater in the same area. It is a new viewpoint for regional development at ecotourism.

研究分野：エコツーリズム観光

キーワード：世界遺産条約 世界自然遺産 エコツーリズム エコツアー 屋久島 小笠原

1. 研究開始当初の背景

日本における世界自然遺産の登録地は、現在も4地域であり、屋久島・白神(1993)、知床(2005)、小笠原(2014)となっている。これらの登録地のなかで、観光業が地元経済を潤しているのは、屋久島のみである。本研究の背景としては、屋久島のエコツーリズム観光が成立していることをとりあげ、なぜ、屋久島だけがエコツーリズムの成功事例としてあげられるのか、その要因をさぐり、モデル化をおこなうことで、他の世界遺産地域の観光業の振興をはかれるのではないかという着想より、研究をはじめた。

2. 研究の目的

研究の目的は、上述したように、屋久島の観光業・エコツーリズムのモデル化が第1のテーマである。これが、他の世界自然遺産地域に対してもエコツーリズムの可能性を高めるものになることをめざしていた。

2つ目は、世界遺産という従来 of 国立公園と異なる制度のもとで、成立しているエリアであるために、モデル化のための前提として世界遺産条約を読み解く必要があった。そこで、「世界文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(略して世界遺産条約)をもとにして、世界遺産の概念を整理し、この条約で規定された利活用のあり方を明確にする必要が生じた。これが、本研究のもう一つの目的である。

3. 研究の方法

研究の方法は、研究の進捗状況にあわせて、3つのステップにわけ、それぞれの方法をわけることになった。

第1ステップは、世界遺産条約の理念および正解遺産の概念をあきらかみすることであった。研究方法としては、条文および諮問委員会等の審議結果資料を収集することにした。必要に応じて、世界遺産登録の作業を理解している担当者にヒアリングをおこなうことにした。

第2ステップ以降では、エコツーリズムに関するモデル化に取り組むことになるが、第2ステップでは、日本における世界自然遺産登録地域におけるエコツーリズムの運営形態を現地調査により、類型化することである。この類型化には、第1ステップでおこなった世界遺産条約の理念・概念の分析をもととしている。

第3ステップでは、類型化をもとにモデル化をおこなった。このためにエコツアーガイド業の成立が必要ともなり、政府統計等を利用し、採算可能かつ持続的なエコツーリズム観光モデルを計量・検証をおこなった。

このモデルの汎用性を求めるために、台湾における自然公園の調査をおこなった。現地ガイド等のヒアリングを手法として利用した。

なお、それぞれのステップは研究期間の3

年に対応している。

4. 研究成果

(1). 世界遺産条約の理念の再確認

世界遺産(World Heritage)という言葉の意味は、「世界的および人類が後世へ引き継いでいくに値する自然・文化である。」という定義である。世界遺産条約の前文において、「いずれの国民に属するものであってもこの無類のかけがえのない物件を保護することが世界のすべての国民のために重要であることを明らかにしている」、そのために、「全人類のための世界の遺産の一部として保存しなければならないもの」と規定されており、自然遺産については、第2条において以下の3つに限定されている。(1)「無機物的及び生物学的生成物又は生物群から成る自然の記念物で、鑑賞上又は科学上顕著な普遍的価値を有するもの」、(2)「地質学的及び地文学的生成物並びに脅威にさらされている動物及び植物の種の生息地及び自生地であり、かつ明確に限定された区域で、科学上又は保存上顕著な普遍的な価値を有するもの」、(3)「自然地区または明確に限定された自然の区域で、科学上、保存上若しくは自然の美観上顕著な普遍的価値を有するもの」である。さらに、第6条では、「文化及び自然の遺産が世界の遺産であること並びにその遺産の保護について協力することが国際社会全体の義務であることを認識する。」とされている。以上のことから、浮かび上がってくるのは、世界遺産は、全人類のために保存されるべきものということである。ただし、保護するばかりでなく、活用も総合計画という形で必要とされている。第5条「各締約国は、自国の領域内に存在する文化及び自然の遺産の保護、保存、及び整備活用のため、できる限り、自国に適した条件に従って、次のように努力する。(a)文化及び自然の遺産に対し社会生活における役割を与えること並びにこの遺産の保護を総合計画の中に組み入れることを目的とする一般方針を採択する。」この条文から浮かび上がる世界遺産の目的は、一国を超えた普遍的な価値をもつものを全人類のために保護し、さらに、活用するために一国が責任をもって整備をおこなうというものである。

他方、我が国には自然公園法(1957年)がある。世界遺産条約では、一国が保護をおこなうことを義務づけているが、我が国の世界自然遺産の保護は、自然公園法によりおこなわれている。それ以前の国立公園法(1931年)からの長い歴史をもつ国立公園は、日本人にとって親しみのある自然公園である。そのため、多くの現場で、世界自然遺産となっても国立公園の考えを捨て去ることができないケースが見受けられる。まずは、世界遺産条約と自然公園法を比較してみよう。

世界遺産条約は、遺産所在国の国内法で保護・管理・活用をおこなうため、国内法で

ある自然公園法に全面的に依拠している。ただし、自然公園法での目的を世界遺産条約により広く世界に開放することとなる。それは、世界の人々を含めた共同の利用を目指すことでもあり、極端な見方をするならば、国内法の目的を変更することが世界遺産条約であるということもできるのである。

以上のことから、世界自然遺産をめぐる観光は、次の4つの特徴を持つことになる。

インバウンド受け入れは、世界遺産条約上、義務であることを前提として観光を組み立てなければならないことである。

世界遺産登録時の評価された顕著な自然環境の特徴をもとに観光を組み立てることである。屋久島の場合、縄文杉ばかりが脚光を浴びているが、本来は、亜熱帯から亜寒帯の植生が垂直分布し、生物多様性が確保されていることが評価されている。これが世界の目的であり、インバウンド観光で外せない点でもある。

インバウンドを含めた観光客の利便性を考えなければならない点である。残念ながら屋久島を車椅子で散策できるコースは極一部である。世界自然遺産の一部でも体験できるように考えることは、自然公園法でも必要であることはいままでもない。

最後に、世界遺産登録は、永遠ではないということである。すでにいくつかの登録地はリストから削除されている。逆にいうと、以上のような負担を受け入れたから、世界遺産となったことを地元住民や地元観光業者も忘れてはならないということとなる。

(2). 日本国内の世界自然遺産の類型化

日本の世界自然遺産のエコツアーの現状として、エコツアーの対象となっている消費者ニーズのある自然環境とユネスコが認定した普遍的価値である自然環境との関係性を明らかにした。

対象地域は、世界自然遺産登録地域(屋久島・白神山地・知床・小笠原諸島)と暫定リストに記載してある、奄美群島と西表島も現地調査をおこなった。消費者ニーズのある自然環境価値とユネスコの認定する普遍的価値との関係性を分析するためのフレームワークを構築した。その分析フレームワークを用いて、それぞれの世界自然遺産のエコツアーの現状を把握した。

ユネスコが、世界自然遺産として顕著で普遍的な価値を有するかを判断する指標の一つに、世界自然遺産の評価基準(クライテリア)がある。この世界自然遺産の評価基準は、自然美、地形・地質、生態系、生物多様性の4つ存在している。日本の世界自然遺産登録地域は、「生態系」の評価基準について4地域のすべてが認定されている。このほか、屋久島は自然美を、知床は生物多様性についても認定されている。生態系の評価基準は、陸上・淡水域・沿岸・海洋の生態系や動植物

群集の進化、発展において、重要な進行中の生態学的過程又は生物学的過程を代表する顕著な見本であるのか、という観点で科学的に評価認定される。この生態系の評価基準について認定された4地域は、「陸域」と「水域」についてユネスコから普遍的価値があると認定されている。つまり、世界自然遺産の普遍的価値という観点からは、世界自然遺産認定地域の観光資源は、大きく「陸域」と「水域」に分類される。当該地域が、ユネスコに認定された自然環境のうち、陸域・水域のどの自然環境を対象にエコツアーが成立しているのか、また、観光客のニーズはどの程度なのか、ガイド業の採算性はあるのかについて調査および分析した。なお、奄美群島と西表島は、国立公園の認定地域をユネスコに認定された自然環境に置き換えて調査および分析をおこなっている。屋久島の状況は前述のとおりである。小笠原諸島と奄美群島の状況には類似性が見られる。小笠原はもともホエールウォッチングやダイビングなどの水域でのアクティビティが展開されており、世界自然遺産登録の機運とともにトレッキングや動植物の生態観察などの陸域のエコツアーへと広がっていった。現在も陸域の自然環境を観光資源と捉え、エコツアーの陸域への展開に注目している。奄美も同様に以前より観光客のニーズの高かった水域でのアクティビティから陸域でエコツアーを視野に入れた展開がなされている。西表島は、沖縄の離島観光ブームの恩恵を多分に受けており、水域におけるエコツアーが非常に人気である。遊覧船はもとより、マングローブの森へのカヌーツアーやキャニオリングまで、水域でのアクティビティは多岐にわたる。この水域でのアクティビティは、認定された自然環境でも活発に行われていることが特徴的である。また、陸域では滝つぼを目指したトレッキングが非常に人気である。白神山地と知床については、エコツアーの存立および継続は困難であると考えられる。自治体が発表する2015年の観光客の入込客数は、白神山地が43万人、知床に至っては170万人であるが、実際の現地調査では、世界自然遺産認定地域ではエコツアーは積極的に展開されておらず、アクセスの悪さや自然環境の厳しさが相まって、観光客のニーズは低いようである。このように、屋久島以外の世界自然遺産登録地域においても、ユネスコに認定された自然環境の全ての区域でエコツアーが展開されるわけではなく、また、エコツアーの存立、あるいは持続可能性は容易ではないことが示唆される。

つまり、世界遺産委員会で評価されたクライテリアをほぼエコツアーの対象としている小笠原と奄美・琉球、その一部のみ対象としている屋久島、白神、知床という構図があきらかになった。また、知床は、昨今、陸域の整備がすすみ、全域をエコツアー化している。この2つの類型をおこなうことにより、

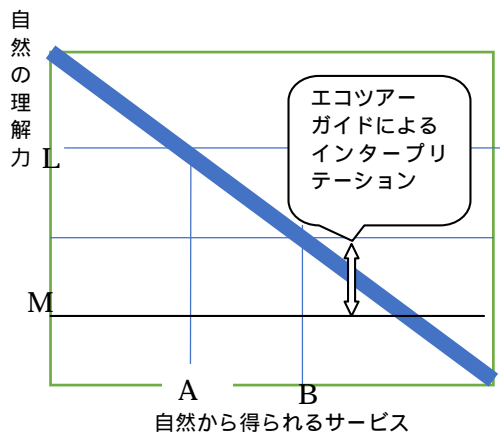
エコツーリズムの正確である「持続可能性」を実現するためには、クライテリアのエコツアー化が必要であるという結論に達した。そして、クライテリアこそが、世界的な評価であり、インバウンド誘客の重要な側面でもあらることが指摘された。

(3)世界自然遺産をめぐるモデル化

これらの前提条件のもと、モデル化をおこなったが、本研究のモデルの目的はツーリズムの確率であり、一時的な経済的成功を考えているわけではない。

そして、クライテリアを網羅するエコツアーの重要性を鑑み、消費者・観光客側からの需要モデルが不可欠であるという結論に達した。このために、エコツアー客の行動をあらゆるエコツアー曲線を導き出した。

エコツーリズム観光客の消費行動



この図で示したのは、縦軸に個人の自然理解力であり、横軸にエコツアー対象地をサービスが豊かなものから右から並べたものである。この個人の能力とのギャップをうめるのが、エコツアーガイドによる自然のインタープリテーションとなる。ここから導かれる特徴は、第1に、ある特定の場所のエコツアーに参加したとしても、それ以上の場所は世界中にあり、リピーターにつながらないというものである。第2に、エコツアーに参加することで、自然の理解力が高まり、エコツアーガイドを必要としないことが生じるという点である。これは、エコツーリズムが持つ避けられない現象であり、今回の調査でも指摘されたところである。

(4) モデルによるエコツアーガイドの収入シミュレーション

このモデルを利用し、エコツアーガイド業の収入状況について、国および地方自治体が公表している統計情報をもとに推定した。そして、ガイド業の収入状況を検討することで、エコツアービジネスの存立可能性と持続可能性を検討していった。図表6は、国立公園の年間利用者数をもとに、エコツアーガ

イドの一人当たり年収を推計したものである。

年次	国立公園数	年間利用者数	ガイド利用率 ¹⁾		ガイド一人当たり年収 ³⁾
			×ガイド利用率 ¹⁾	×日帰客ガイド料 ²⁾	
2008	29	345,763,000	1,494,352	3,834,129,106	3,569,953
2009	29	343,559,000	1,484,827	3,809,689,185	3,547,197
2010	29	340,872,000	1,473,214	3,779,893,328	3,519,454
2011	29	309,043,000	1,335,652	3,426,944,934	3,190,824
2012	30	332,988,000	1,439,140	3,692,468,491	3,438,053
2013	30	354,956,000	1,534,083	3,936,069,305	3,664,869
2014	31	352,180,000	1,522,086	3,905,286,536	3,636,207

¹⁾ ガイド利用率は0.0043である。観光庁(2016)より全国平均ガイド利用率を算出している。

²⁾ 日帰客ガイド料は2565.747円である。観光庁(2016)より全国平均のガイド料を算出している。

³⁾ エコツアーガイドの人数は、環境省(2015a)より1,074人(全国)としている。

(出所) 環境省(2015a)、環境省(2015b)、観光庁(2015)を基に筆者推計のうえ作成。

これによると、エコツアーガイド業は、過去数年間を遡っても約350万円の年収が見込めることになる。日本の平均年収には満たないものの、生計を立てられないほどの年収ではない。小笠原の標準偏差は14万円弱で、屋久島の半分程度の値であり、月収ベースであることを考慮すると積極的に評価できる値ではない。西表島はガイド一人当たりの年収が50万円程度であり、専門ガイドとしてはビジネスとして成立しがたいようである。

この3地域を比較すると、ある程度の年収が確保でき、月収のばらつきが相対的に小さく、陸域と水域の両方でエコツアーが実現できる小笠原モデルがエコツアービジネスの理想モデルであるとも考えられる。しかし、不安定なモデルであることは否めない。

本研究では、現地調査をもとにした世界自然遺産のエコツアーの分析フレームワークによって、ユネスコに認定された自然環境の全ての区域でエコツアーが展開されるわけではないことを指摘した。また、エコツアーガイドの収入の推定値を検討することで、エコツアービジネスの存立と持続可能性は容易ではないことが示唆された。これらの結果を踏まえると、世界自然遺産登録地域でもエコツアーをビジネスとして成立させ、持続していくのは非常に難しく、今後のエコツアービジネスは、専門ガイドではなく、兼業ガイドにより展開される可能性が高いと考えられる。

5. 主な発表論文等

[著書]

萩野誠編著(桑原季雄、西村智、市川英孝、馬場武著)、世界自然遺産とエコツーリズムのモデル分析、鹿児島大学人文社会科学研究所地域経営研究センター叢書、No.3、北斗書房、2018年3月、81p。

6. 研究組織

(1)研究代表者

萩野 誠 (HAGINO, Makoto)

鹿児島大学・法文教育学域法文学系・教授
研究者番号：90208413

(2)研究分担者

桑原 季雄(KUWAHARA, Sueo)
鹿児島大学・共通教育センター・教授
研究者番号：17701

西村 知(NISHIMURA, Satoru)
鹿児島大学・法文教育学域法文学系・教授
研究者番号：20253388

市川 英孝 (ICHIKAWA, Hidetaka)
鹿児島大学・法文教育学域法文学系・准教授
研究者番号：70526988

柴田 健志(SHIBATA, Kenji)
鹿児島大学・法文教育学域法文学系・教授
研究者番号：80347088
削除平成 28 年 3 月 22 日

馬場 武(BABA, Takeshi)
鹿児島大学・法文教育学域法文学系・講師
研究者番号：60735372
追加平成 28 年 3 月 22 日